

福井県報

第 307 号
令和 6 年
7 月 16 日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

規則

※特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(三九・税務課)……………二

※住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(四〇・市町協働課)……………三

告示

○指定公金事務取扱者の指定(三二五・障がい福祉課)……………六

○道路の区域の変更(三二六・道路保全課)……………六

○道路の供用の開始(三二七、三二八・同)……………六

訓令

※県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令(七・税務課)……………八

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(税務課)……………九

○公共測量の終了(土木管理課)……………九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(武生商工高等学校)……………九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(二件・警察本部会計課)……………九

規則

特定地域等の振興を促進するための県の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十九号

特定地域等の振興を促進するための県の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等の振興を促進するための県の課税の特例に関する条例施行規則(昭和四十四年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書等の提出)</p> <p>第三条 条例第三条の三第一項、第三条の四第一項、第四条第一項もしくは第二項または第四条の二第一項の規定の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第一号または様式第二号の課税免除申請書または不均一課税申請書および様式第三号の明細書を、次の各号に掲げる県の区分に応じ当該各号に定める日までに、福井県税事務所または嶺南振興局長(以下「県税事務所等の長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 不動産取得税 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める日</p> <p>イ 法人 工業生産設備、情報サービス業等の用に供する設備、農林水産物等販売業の用に供する設備もしくは旅館業の用に供する設備、促進区域内対象施設、特定業務施設等または立地地域内対象設備(以下これらを「工業生産設備等」という。)を事業の用に供した日の属する事業年度の所得または収入金額に係る事業税の申告書の提出期限</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 固定資産税 工業生産設備等(旅館業の用に供する設備および特定業務施設等)を除く。()に係る固定資産税を新たに課することとなる年度以後三年度の各年度分の固定資産税の申告書の提出期限</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(申請書等の提出)</p> <p>第三条 条例第三条の三第一項、第三条の四第一項、第四条第一項もしくは第二項または第四条の二第一項の規定の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第一号または様式第二号の課税免除申請書または不均一課税申請書および様式第三号の明細書を、次の各号に掲げる県の区分に応じ当該各号に定める日までに、福井県税事務所または嶺南振興局長(以下「県税事務所等の長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 不動産取得税 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める日</p> <p>イ 法人 工業生産設備、情報サービス業等の用に供する設備、農林水産物等販売業の用に供する設備もしくは旅館業の用に供する設備、促進区域内対象施設、特定業務施設等または立地地域内対象設備(以下これらを「工業生産設備等」という。)を事業の用に供した日の属する事業年度の所得または収入金額に係る事業税の申告書の提出期限</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 固定資産税 工業生産設備等(旅館業の用に供する設備および特定業務施設等)を除く。()に係る固定資産税を新たに課することとなる年度以後三年度の各年度分の固定資産税の申告書の提出期限</p> <p>2~4 (略)</p>

様式第一号備考七(3)および(4)中「申請する場合」の次に「(表(その3) (従業者に関する明細)の直接従事する従業者の数を」を加える。

3 従業者に関する明細のうち「本県内に有する事務所または事業所の既設設備に係る従業者数」の欄は、本県内に有する事務所または事業所の既設設備に係る従業者(地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設に係るものを含む。)の数を記載すること。

4 従業者に関する明細のうち「取得等(新增設)をした設備に係る従業者数」の欄は、取得等(新增設)をした設備に係る従業者(地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設に係るものを除く。)の数を記載すること。

様式第三号備考四(1)中「その他管理業務部門」の次に「、商業事業部門(専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。)、情報サービス事業部門、サービス事業部門(地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第8条第1項第1号イからホまでに掲げる部門の業務の委託に関する業務を行うものに限る。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第四十号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年福井県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(知事以外の執行機関への本人確認情報および附票本人確認情報の提供方法)

第二条の三 条例第四条に規定する都道府県知事保存本人確認情報の提供および都道府県知事保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、その送信の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年総務省告示第三百三十四号)によるものとする。

(本人確認情報等開示請求書)

第三条 法第三十条の三十二第一項(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)の規定により知事に対し本人確認情報または附票本人確認情報(以下「本人確認情報等」という。)の開示の請求をしようとする者は、本人確認情報等開示請求書(様式第一号)を知事に提出するものとする。

(本人確認情報等確認書等)

第五条 法第三十条の三十二第二項(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。以下同じ。)本文の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 自己に係る本人確認情報等が存在する場合 本人確認情報等確認書(様式第二号)

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第二条の三 条例第二条の三に規定する保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、その送信の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年総務省告示第三百三十四号)によるものとする。

(本人確認情報開示請求書)

第三条 法第三十条の三十二第一項の規定により知事に対し開示の請求をしようとする者は、本人確認情報開示請求書(様式第一号)を知事に提出するものとする。

(本人確認情報確認書等)

第五条 法第三十条の三十二第二項本文の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 自己に係る本人確認情報が存在する場合 本人確認情報確認書(様式第二号)

二 自己に係る本人確認情報等が存在しない場合 本人確認情報等不存在通知書(様式第三号)

(本人確認情報等の書面以外の開示の方法)

第六条 法第三十条の三十二第二項ただし書の書面以外の方法は、知事の使用に係る本人確認情報等を開示するための電子計算機を用いて当該本人確認情報等を出力した書面または画面の閲覧とする。

(本人確認情報等の開示の実施)

第七条 (略)

(本人確認情報等開示期間延長通知書)

第八条 法第三十条の三十三第二項(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)の書面は、本人確認情報等開示期間延長通知書(様式第四号)による。

(本人確認情報等訂正(追加・削除)申出書)

第九条 法第三十条の三十五(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による知事に対する申出は、本人確認情報等訂正(追加・削除)申出書(様式第五号)によりするものとする。

(本人確認情報等訂正等の申出に係る調査結果通知書)

第十条 法第三十条の三十五の規定による知事の調査結果の通知は、本人確認情報等訂正に係る調査結果通知書(様式第六号)によりするものとする。

別表第一(第二条関係)

一〇十一 (略)	(略)
十二 条例別表第一の十二の項の規則で定める事務	福井県補助金等交付規則(昭和四十六年福井県規則第二十号)による補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金のうち、次に掲げるものの交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答 一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 (略) 五 企業誘致補助金 六 サテライトオフィス誘致補助金

二 自己に係る本人確認情報が存在しない場合 本人確認情報不存在通知書(様式第三号)

(本人確認情報の書面以外の開示の方法)

第六条 法第三十条の三十二第二項ただし書の書面以外の方法は、知事の使用に係る本人確認情報を開示するための電子計算機を用いて当該本人確認情報を出力した書面または画面の閲覧とする。

(本人確認情報の開示の実施)

第七条 (略)

(本人確認情報開示期間延長通知書)

第八条 法第三十条の三十三第二項の書面は、本人確認情報開示期間延長通知書(様式第四号)による。

(本人確認情報訂正(追加・削除)申出書)

第九条 法第三十条の三十五の規定による知事に対する申出は、本人確認情報訂正(追加・削除)申出書(様式第五号)によりするものとする。

(本人確認情報訂正等の申出に係る調査結果通知書)

第十条 法第三十条の三十五の規定による知事の調査結果の通知は、本人確認情報訂正に係る調査結果通知書(様式第六号)によりするものとする。

別表第一(第二条関係)

一〇十一 (略)	(略)
十二 条例別表第一の十二の項の規則で定める事務	福井県補助金等交付規則(昭和四十六年福井県規則第二十号)による補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金のうち、次に掲げるものの交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答 一 研究開発型企業立地促進補助金(略) 二 (略) 三 福井県誘致企業支援補助金(略) 四 (略) 五 (略) 六 (略)

様式第一号中「本人確認情報開示請求書」や「本人確認情報等開示請求書」並びに「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)」を加え、「本人確認情報について」や「(本人確認情報・附票本人確認情報)について」並びに「本人確認情報が」や「本人確認情報等が」並びに「回線が記入上の注記の次に次のように用いられる。」

3 附票本人確認情報の開示請求の場合には、「開示請求に係る本人の個人番号」欄は記入不要です。

様式第二号中「本人確認情報確認書」や「本人確認情報等確認書」並びに「本人確認情報は」並びに「(本人確認情報は)」並びに「(法第30条の32第1項)の次に「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)」を加え、「本人確認情報不存通知書」や「本人確認情報等不存通知書」並びに「(法第30条の32第1項)の次に「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)」を加え、「本人確認情報の」や「(本人確認情報・附票本人確認情報)の」並びに「本人確認情報が」や「本人確認情報等が」並びに「(本人確認情報・附票本人確認情報)の」並びに「(本人確認情報開示期間延長通知書」や「本人確認情報等開示期間延長通知書」並びに「本人確認情報の」や「(本人確認情報・附票本人確認情報)の」並びに「(法第30条の33第2項)の次に「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)」や「(法第30条の32第1項)や」並びに「(法第30条の35)の次に「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)」や「(本人確認情報・附票本人確認情報)について」や「(本人確認情報について」や「(本人確認情報・附票本人確認情報)について」

本人の区分		<input type="checkbox"/> 未成年者(満 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者(満 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	(満 歳)

記入上の注意
附票本人確認情報の訂正(追加・削除)申出の場合には、「申出に係る本人の個人番号」欄は記入不要です。

様式第六号中「本人確認情報」や「本人確認情報等」並びに「第30条の35)の次に「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の住民基本台帳法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

福井県告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、令和6年度障がい福祉人材確保事業「ちよこつと就労促進事業」における支援金支給事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

- 指定公金事務取扱者の名称および住所
社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
福井市光陽2丁目3番22号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
令和6年度障がい福祉人材確保事業「ちよこつと就労促進事業」における支援金支給事務
- 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年7月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年7月1日

福井県告示第326号

一般国道303号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和6年7月16日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
		新	三方上中郡若狭町熊川3 8号蔵ノ前6番3から 三方上中郡若狭町新道5 3号金ヶ崎12番2まで	01 ～ 25	121.5

一般国道	303号	新	旧	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
		三方上中郡若狭町熊川3 8号蔵ノ前6番2から 三方上中郡若狭町新道5 3号金ヶ崎13番まで	三方上中郡若狭町熊川3 8号蔵ノ前6番2から 三方上中郡若狭町新道5 3号金ヶ崎13番まで	11.3 ～ 12.3	121.5

福井県告示第327号

一般国道今庄杉津線の下記区間において、河川災害復旧工事に伴う迂回路設置に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年7月16日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	今庄杉津線	南条郡南越前町南今庄 47字六角谷114番 から 南条郡南越前町南今庄 41字岩鏡125番ま で	令和6年7月19日

福井県告示第328号

一般国道303号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和6年7月16日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	303号	三方上中郡若狭町熊川 38号蔵ノ前6番3か ら 三方上中郡若狭町新道 53号金ヶ崎12番2 まで	令和6年7月19日

訓令

福井県訓令第7号

総務部
嶺南振興局
福井県税事務所

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令

県税賦課徴収事務取扱規程(昭和38年福井県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第38条の5関係)			別表(第38条の5関係)		
賦課徴収事務名	根拠法令等	処理日数 (法定処理日数)	賦課徴収事務名	根拠法令等	処理日数 (法定処理日数)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
製造等承認証の交付	(略)	(略)	製造等承認証の交付	(略)	(略)
自動車等の売主の第二次納税義務の免除の承認	地方税法第11条の10第2項	14日	自動車等の売主の第二次納税義務の免除の承認	地方税法第11条の9第2項	14日
継続検査用自動車税種別割の証明書の交付	(略)	(略)	継続検査用自動車税種別割の証明書の交付	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

公 報

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
税務システムミドルウェア等の調達および保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部税務課
- 3 福井県福井市大手3丁目17番1号
落札者を決定した日
令和6年6月28日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲3丁目3番3号
- 5 落札金額
51,723,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和6年5月14日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年6月26日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 3 作業の期間
令和5年11月8日から令和6年2月29日まで

4 作業の地域

福井県福井市、坂井市の一部

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
6尺旋盤 4台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立武生商工高等学校
- 3 福井県越前市文京1丁目14-16
落札者を決定した日
令和6年6月27日
- 4 落札者の名称および住所
吉岡幸株式会社
- 5 福井県福井市宝永3丁目22-5
落札金額
54,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年5月14日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称
通信指令支援システム更新に係る機器貸借、機器設置および保守委託業務
(2) 業務内容
入札説明書および福井県警察通信指令支援システム更新事業仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 履行場所

福井県警察本部生活安全部地域指導課通信指令室および別途指示する場所

(4) 契約期間

ア 設置期限

令和7年2月28日

イ 貸借および保守委託期間

令和7年3月1日から令和13年2月28日まで

ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(4) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880（内線2271）

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書様式3）に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年7月16日（火）から令和6年7月30日（火）まで（福井県の休日を含む）を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者から本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録し

たものとする。

イ 紙入札者

(7) 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は、配達記録の残る簡易書留郵便等を利用（提出期間内に必着）すること。）。

(4) 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880（内線2271）

(3) 資格確認等の通知

資格確認等の結果は、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月26日（月）午前8時30分から午後5時まで

令和6年8月27日（火）午前8時30分から午後4時まで

(3) 開札日時

令和6年8月28日（水）午前10時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった6年分の契約希望金額を72で除した金額（月額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前号の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじにより落札者を決定する。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付時期

福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Lease, set-up and maintenance of communications command support system in

Fukui Prefectural Police

(2) Date, time of bid opening:

10:00 am, 28th August 2024

(3) Period of contract:

From day of contract to 28th February 2031

(4) Contact point for the notice:

Accounting Division
Fukui Prefectural Police Headquarters, 3-17-1, Ote, Fukui City,
Fukui Prefecture, 910-8515 Japan.
Tel 0776-22-2880 (extension 2271)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月16日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称

福井県警察インターネット分離システムの賃貸借および保守業務

(2) 業務内容

入札説明書および福井県警察インターネット分離システムの賃貸借および保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

ア 契約期間

契約締結日から令和12年1月31日まで

イ 賃貸借および保守期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日まで

ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880（内線2271）

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書様式3）に必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年7月16日（火）から令和6年7月25日（木）まで（福井県の休日を含む）の午

前8時30分から午後5時まで

(2) 申請書の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者对本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

(ア) 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880（内線2271）

(イ) 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は配達記録の残る簡易書留郵便等を利用すること。）。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月27日(火) 午前8時30分から午後5時まで

令和6年8月28日(水) 午前8時30分から午後4時まで

(3) 開札日時

令和6年8月29日(木) 午前10時30分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった5年分の契約希望金額を60で除した金額（月額）の110分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前号の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじにより落札者を決定する。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付時期

福井県の休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of service to be required.

Leace and maintenance business of web isolation system in Fukui Prefectural Police

- (2) Date, Time of bid opening:
10:30 A.M. 29th August 2024
- (3) Period of Contract:
From day of contract to 31st January 2030
- (4) Contact point for the notice:
Accounting Division
Fukui Prefectural Police Headquarters, 3-17-1 Ote, Fukui City, Fukui Prefecture,
910-8515 Japan.
Tel 0776-22-2880 (extension 2271)

令和六年七月十六日発

行

発行人

千九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県